

○ 「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」 (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障 発 0330 第 32 号 平成 24 年 3 月 30 日 <u>一部改正 障 発 0329 第 13 号</u> <u>平成 25 年 3 月 29 日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について (通知)</p> <p>(略)</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成 17 年法律第 123 号) 及び児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づき実施する障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務 (以下「検査等」という。) に関し、その運用の基本的考え方及び実施手続き等について下記のとおり示すので十分留意するとともに、国、都道府県、市町村の関係機関と連携の上、その的確かつ効果的な検査等の実施に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的</p>	<p style="text-align: right;">障 発 0330 第 32 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について (通知)</p> <p>(略)</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針</p> <p><u>障害者自立支援法</u> (平成 17 年法律第 123 号) 及び児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づき実施する障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務 (以下「検査等」という。) に関し、その運用の基本的考え方及び実施手続き等について下記のとおり示すので十分留意するとともに、国、都道府県、市町村の関係機関と連携の上、その的確かつ効果的な検査等の実施に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的</p>

この障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針は、検査実施機関が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の19の2において準用する第21条の5の26及び第21条の5の27、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 業務管理体制の整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、それぞれの事業ごとに、業務管理体制の整備を図るものとする。

第3 検査実施機関

1～3 (略)

なお、上記の区分は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて適用するものとする。

第4～第7 (略)

この障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針は、検査実施機関が障害者自立支援法第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の19の2において準用する第21条の5の26及び第21条の5の27、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 業務管理体制の整備

障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、それぞれの事業ごとに、業務管理体制の整備を図るものとする。

第3 検査実施機関

1～3 (略)

なお、上記の区分は、障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて適用するものとする。

第4～第7 (略)

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

番 号
日 付

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、通知します。

記

1 報告等の根拠規定
[※] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項

2 報告等の日時及び場所
平成○○年○月○○日（○）
○○会社（法人）本社（部）内

3 検査担当者
○○○○
○○○○ ○○ ○○
○○○○ ○○ ○○

4 提出書類
届出事項の内容について確認ができる書類
・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容※
・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※
（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

番 号
日 付

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、通知します。

記

1 報告等の根拠規定
[※] 障害者自立支援法第51条の3第1項

2 報告等の日時及び場所
平成○○年○月○○日（○）
○○会社（法人）本社（部）内

3 検査担当者
○○○○
○○○○ ○○ ○○
○○○○ ○○ ○○

4 提出書類
届出事項の内容について確認ができる書類
・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容※
・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※
（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※]
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の3第1項
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の32第1項

32 第 1 項

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 39 第 1 項

【別紙様式 2】 (特別検査実施通知)

番
日 号
付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について (通知)

貴社(法人)に係る標記検査を実施することとしたので通知します。

記

1 立入検査の根拠規定
[※] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 第 1 項

2 立入検査の日時及び場所
平成○○年○○月○○日 (○)
○○会社(法人)本社(部)内

3 検査担当者
○○○○
○○○○ ○○ ○○
○○○○ ○○ ○○

4 立入検査の内容
① 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し
権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
② 指定事業所の不正事案に関する事

5 準備する資料
① 届出事項の内容について確認ができる書類
・業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
・業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容 ※
(※印は、義務付けされている事業者のみ。)
② 不正事案発生の指定事業者に関するもの

(注) 準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、
追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。
[※]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 39 第 1 項

【別紙様式 2】 (特別検査実施通知)

番
日 号
付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について (通知)

貴社(法人)に係る標記検査を実施することとしたので通知します。

記

1 立入検査の根拠規定
[※] 障害者自立支援法第 5 1 条の 3 第 1 項

2 立入検査の日時及び場所
平成○○年○○月○○日 (○)
○○会社(法人)本社(部)内

3 検査担当者
○○○○
○○○○ ○○ ○○
○○○○ ○○ ○○

4 立入検査の内容
① 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し
権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
② 指定事業所の不正事案に関する事

5 準備する資料
① 届出事項の内容について確認ができる書類
・業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
・業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容 ※
(※印は、義務付けされている事業者のみ。)
② 不正事案発生の指定事業者に関するもの

(注) 準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、
追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。
[※]
障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項
障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 32 第 1 項

32 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 39 第 1 項

【別紙様式 3】 (改善指導通知) (略)
【別紙様式 4】 (改善勧告)

番 号
日 付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

〇 〇 〇 〇

業務管理体制の整備について(勧告)

【※1】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 51 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、【※2】法第 51 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第 2 項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第 3 項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第 4 項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

- 1 事業者名
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限 平成〇〇年〇月〇日
- 5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

- (2) 提出期限 平成〇〇年〇月〇日
- (3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問すること等があります。

問い合わせ先
〇〇〇〇 〇〇
電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

【※1】 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項	【※2】 法第 51 条の 4 第 1 項
<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>	法第 51 条の 33 第 1 項

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条 5 の 26 第 1 項
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 39 第 1 項

【別紙様式 3】 (改善指導通知) (略)
【別紙様式 4】 (改善勧告)

番 号
日 付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

〇 〇 〇 〇

業務管理体制の整備について(勧告)

【※1】 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 51 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、【※2】法第 51 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第 2 項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第 3 項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第 4 項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

- 1 事業者名
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限 平成〇〇年〇月〇日
- 5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

- (2) 提出期限 平成〇〇年〇月〇日
- (3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問すること等があります。

問い合わせ先
〇〇〇〇 〇〇
電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

【※1】 <u>障害者自立支援法</u> (平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項	【※2】 法第 51 条の 4 第 1 項
<u>障害者自立支援法</u> (平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 32 第 1 項	法第 51 条の 33 第 1 項

(平成17年法律第123号)第51条の32第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の26第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において
準用する法第21条の5の26第1項

法第21条の5の27第1項
法第24条の19の2において
準用する法第21条の5の27
第1項
法第24条の40第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

(別添) (略)
【別紙様式5】(改善命令)

番 号
日 付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備について(命令)

【※1】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の4第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇〇号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、【※2】同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、【※3】同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

- 1 事業者名
- 2 命令事項
- 3 改善期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に〇〇〇〇に対し異議申立をすることができます。

問い合わせ先
〇〇〇〇〇 〇〇
電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

【※1】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の4第1項
【※2】同条第3項
【※3】同条第4項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の26第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において
準用する法第21条の5の26第1項

法第21条の5の27第1項
法第24条の19の2において
準用する法第21条の5の27
第1項
法第24条の40第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

(別添) (略)
【別紙様式5】(改善命令)

番 号
日 付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備について(命令)

【※1】障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の4第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇〇号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、【※2】同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、【※3】同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

- 1 事業者名
- 2 命令事項
- 3 改善期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に〇〇〇〇に対し異議申立をすることができます。

問い合わせ先
〇〇〇〇〇 〇〇
電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

【※1】障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の4第1項
【※2】同条第3項
【※3】同条第4項

<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第51条の33第1項 同条第3項 同条第4項</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27第1項 同条第3項 同条第4項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第1項 [※2] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第3項 [※3] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第4項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の40第1項 同条第3項 同条第4項</p>	<p><u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第51条の33第1項 同条第3項 同条第4項</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27第1項 同条第3項 同条第4項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第1項 [※2] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第3項 [※3] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第4項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の40第1項 同条第3項 同条第4項</p>
<p>(別添) (略) 【別紙様式6】 (命令違反の通知)</p> <p style="text-align: right;">番 号 日 付</p>	<p>(別添) (略) 【別紙様式6】 (命令違反の通知)</p> <p style="text-align: right;">番 号 日 付</p>
<p>関係都道府県知事又は 関係市町村長 殿</p>	<p>関係都道府県知事又は 関係市町村長 殿</p>
<p style="text-align: center;">○○○○</p>	<p style="text-align: center;">○○○○</p>
<p style="text-align: center;">命令違反の通知</p>	<p style="text-align: center;">命令違反の通知</p>
<p>標記について、[※1] <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の33第5項の規定に基づき通知する。</p>	<p>標記について、[※1] <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の33第5項の規定に基づき通知する。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 事業者名 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名</p>	<p>1 事業者名 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名</p>
<p>2 違反の内容 平成○○年○月○日付け○○発第○○○○号による命令の違反</p>	<p>2 違反の内容 平成○○年○月○日付け○○発第○○○○号による命令の違反</p>
<p>3 その他 本件は、[※2] 法第42条第3項の規定する義務に違反したものと認める。 よって、[※2] 法第50条第1項第2号に該当する。</p>	<p>3 その他 本件は、[※2] 法第42条第3項の規定する義務に違反したものと認める。 よって、[※2] 法第50条第1項第2号に該当する。</p>
<p>※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。</p>	<p>※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。</p>
<p>[※1]</p>	<p>[※1]</p>
<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第51条の4第5項</p>	<p><u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第51条の4第5項</p>
<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第51条の</p>	<p><u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第51条の33第5項</p>

33 第 5 項
 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 27 第 5 項
 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条の 5 の 27 第 5 項
 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 40 第 5 項

※ 2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。

【別紙様式 7】 (権限行使の通知)

番 号
日 付

権限行使を求めた
 都道府県知事又は市町村長 殿

○○○○

権限行使の結果 (通知)

標記について、[※ 1] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「法という。’) 第 51 条の 32 第 4 項の規定に基づき通知する。

記

1 検査実施事業者名
 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 検査実施年月日

3 検査結果の概要等
 ○○○○・・・
 ・・。

(特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合)
 [※ 2] 法第 36 条第 3 項及び [※ 2] 法第 41 条第 4 項に該当
 ※ 1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。
 [※ 1]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 51 条の 3
 第 4 項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 51 条の
 32 第 4 項

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 27 第 5 項
 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条の 5 の 27 第 5 項
 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 40 第 5 項

※ 2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。

【別紙様式 7】 (権限行使の通知)

番 号
日 付

権限行使を求めた
 都道府県知事又は市町村長 殿

○○○○

権限行使の結果 (通知)

標記について、[※ 1] 障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号。以下「法という。’) 第 51 条の 32 第 4 項の規定に基づき通知する。

記

1 検査実施事業者名
 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 検査実施年月日

3 検査結果の概要等
 ○○○○・・・
 ・・。

(特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合)
 [※ 2] 法第 36 条第 3 項及び [※ 2] 法第 41 条第 4 項に該当
 ※ 1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。
 [※ 1]
障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 51 条の 3 第 4 項
障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 51 条の 32 第 4 項

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 26 第 4 項 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条の 5 の 26 第 4 項 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 39 第 4 項 ※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 26 第 4 項 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 19 の 2 において準用する法第 21 条の 5 の 26 第 4 項 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 39 第 4 項 ※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。
--	--